

公立大学法人下関市立大学利益相反マネジメント規程

令和7年10月29日

規程第23号

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学利益相反ポリシー（令和7年6月25日制定）に基づき、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）における産官学連携活動等（企業等との兼業、共同研究及び受託研究等をいう。以下同じ。）に係る利益相反を適正に管理するために必要な事項を定めることにより、もって本学及び役職員等の社会的信用を保持するとともに、本学の産官学連携活動等を適正かつ円滑に推進できる環境を整備することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）役職員等 本学の役員（非常勤の者を除く。）、教職員その他統括責任者（第5条の統括責任者をいう。）が指定する者をいう。
- （2）組織 本学及び下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成19年規程第3号）第3条の3から第8条までに規定する長を置く組織をいう。
- （3）個人としての利益相反マネジメント 役職員等が産官学連携活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が役職員等としての責務又は公共の利益を損なわないよう適正に管理することをいう。
- （4）組織としての利益相反マネジメント 組織が産官学連携活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る経済的利益が組織の社会的責任又は公共の利益を損なわないよう適正に管理することをいう。
- （5）利益相反マネジメント 個人としての利益相反マネジメント及び組織としての利益相反マネジメントをいう。

（利益相反マネジメントの対象）

第3条 個人としての利益相反マネジメントは、産官学連携活動等において、次に掲げる行為を行う場合を対象とする。

- （1）役職員等が、企業等から統括責任者が別に定める額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）、便益（物品、設備、人員等）又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものを除く。）を得る場合
- （2）役職員等が、企業等から統括責任者が別に定める額以上の物品、サービス等を購入する場合
- （3）役職員等が、本学の大学院生、学生等を産官学連携活動等に従事させる場合
- （4）その他第6条に規定する委員会が個人としての利益相反マネジメントの対象と

して定めた場合

2 組織としての利益相反マネジメントは、産官学連携活動等において、次に掲げる場合を対象とする。

- (1) 組織が企業等から統括責任者が別に定める額以上の額の金銭（寄附金等）、便益（物品、設備、人員等）又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものを除く。）を得る場合
- (2) 組織が企業等と統括責任者が別に定める額以上の額の物品、サービス等を購入しようとする場合
- (3) 組織が本学の大学院生、学生等を産官学連携活動等に従事させる場合
- (4) 組織の長その他同等の専決権を有する者が、企業等から統括責任者が別に定める額以上の金銭（寄附金等）、便益（物品、設備、人員等）又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものを除く。）を得る場合
- (5) その他第6条に規定する利益相反マネジメント委員会が組織としての利益相反マネジメントの対象として定めた場合
（体制整備の責務）

第4条 理事長は、本学における産官学連携活動等に係る利益相反を適正に管理するための体制を整備するものとする。

（利益相反マネジメント統括責任者）

第5条 本学に、利益相反マネジメントに関する事務を統括するため、利益相反マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

（利益相反マネジメント委員会の設置）

第6条 本学に、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の審議事項）

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る規程等に関する事項
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- (3) 利益相反に係る審議及び回避要請等に関する事項
- (4) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (5) 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関する事項
- (6) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (7) その他利益相反に関する重要事項
（委員会の組織及び委員長等）

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 事務局長

(3) 組織の長（その者が統括責任者であるときは、その者を除く。）

(4) 利益相反に関する知識を有する弁護士、弁理士、公認会計士等の外部専門家のうち統括責任者が指名した者

(5) その他統括責任者が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、統括責任者が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 前項の規定による委員の招集は、次の各号に掲げる委員について、当該各号に掲げるときに限り行うものとする。

(1) 第1項第3号の委員 前条第3号及び第4号の事項を審議するとき（その審議する事案の申告者（第12条第1項の申告をする者をいう。以下同じ。）の属する組織の長に限る。）。

(2) 第1項第4号の委員 その審議する事項に応じて委員長が必要と認めるとき。

5 申告者及びその事案について利害関係のある者が委員会の委員である場合は、当該委員は、当該申告に係る委員会の審議に参加することができない。

（任期）

第9条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期は、統括責任者である学長の任期の終期を超えないものとする。

（議事）

第10条 委員会は、第8条第3項及び第4項の規定により招集された委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第11条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（申告及び調査）

第12条 役職員等又は組織の長は、第3条に規定する行為を行おうとする場合は、利益相反の状況について、別に統括責任者が定める利益相反申告書により委員会に申告しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する申告の内容について、審議に必要な情報を収集するため、関係者へヒアリング等の調査を実施することができる。

（審議、回避要請等の手続）

第13条 委員会は、前条に規定する申告及び調査結果に基づき、役職員等又は組織の利益相反に関して審議する。

2 委員会は、前項に規定する審議の結果について、統括責任者に対し、承認又は回避要請の別及びその理由を速やかに通知するものとする。

3 委員会は、前項の承認の通知をする場合において、当該行為の実施に関する条件を付することができる。

(申告者への通知)

第14条 統括責任者は、前条の審議結果の通知に基づき、申告者に対し、承認又は回避要請の別を通知し、併せてその旨を理事長に報告するものとする。

2 前項の場合において、統括責任者は、前条第3項に規定する条件又は回避要請について、その理由を付すものとする。

3 申告者は、第1項に規定する通知内容のうち、条件又は回避要請について、原則としてこれに従わなければならない。

(情報の公開)

第15条 利益相反マネジメントにおける社会に対する説明責任を果たすため、統括責任者は、本学の産官学連携活動等に係る利益相反に関する情報について、必要な範囲で学外に公表する。

(手続の特例)

第16条 委員会の審議に係る申告者又はその事案について利害関係のある者が学長である場合の第13条第2項、第14条第1項及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「統括責任者」とあるのは、「理事長」とする。

(守秘義務)

第17条 本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、その業務により知り得た一切の情報について、他に漏えいし、又は提供してはならない。

2 前項の規定は、その者が当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(庶務)

第18条 この規程に関する庶務は、総務部研究・地域連携課が行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和7年10月29日から施行する。